

三池炭鉱修景・保全調査会議報告書【概要版】

背景・目的 (P.1-2)

【背景】

荒尾市・大牟田市に広がる三池炭鉱跡では、平成28(2016)年度・平成29(2017)年度の世界遺産修復・公開活用計画及び史跡整備基本計画に基づき、今後とも順次事業を実施していくこととなる。平成30(2018)年度には荒尾市が具体的なデザイン(素材・形態・色彩等)に関する「荒尾市万田坑整備基本設計」を作成したが、大牟田市との共有は十分ではなく、また史跡指定地内や緩衝地帯内での事業にかかる多くの関係各課や所有者等とも共有する必要性がある。そのため、三池炭鉱跡全体の観点から、両市に共通する統一的なデザインガイドラインの作成が急務である。

活用面にあたっては、意匠等の統一だけでなく、三池炭鉱の歴史や市民の記憶を想起させる景観は有効である。そのため、地域住民が今なお共有している「三池炭鉱らしい景観」を定義し、遠景・中景において三池炭鉱の景観構成要素の視認性を高めることにより、近景(資産、史跡)の周辺に人が来訪し、かつての炭鉱町の賑わいを再体験できる取組が求められる。

さらに、修復、周辺の開発事業、観光圧力等が世界文化遺産の顕著な普遍的価値(OUV)に及ぼす影響について、HIA(遺産影響評価)の実施が求められる場合もあることから、景観構成要素を抽出しておく必要がある。

【目的】

三池炭鉱修景・保全調査を実施し、その成果に基づき以下の3点を本事業の目的として定める。

(1)「三池炭鉱らしい景観」の定義

かつての歴史や市民の記憶を想起させるオーラルヒストリーや景観の構成要素を調査し特徴を捉え、「三池炭鉱らしい景観」を定義する。

(2) 保全・インタープリテーション・活用施設の設置における景観形成指針の作成

「三池炭鉱らしい景観」を守り伝えていくために、修景・保全、インタープリテーション、活用施設の設置を推進する際に有効な景観形成指針を作成する。

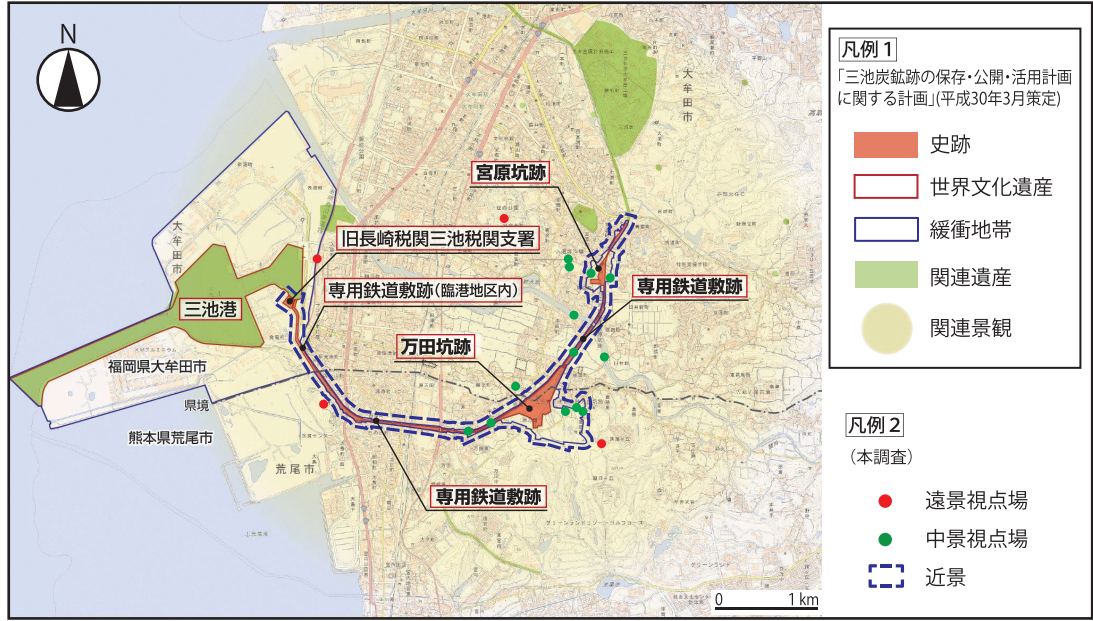
(3) 史跡・世界文化遺産とその緩衝地帯の整備における「三池炭鉱らしいデザインガイドライン」の作成

平成30(2018)年3月策定の「三池炭鉱跡の保存・公開・活用に関する計画」に基づき、行政が行う活用施設の設置事業において用いるべき統一したデザインガイドラインを作成する。

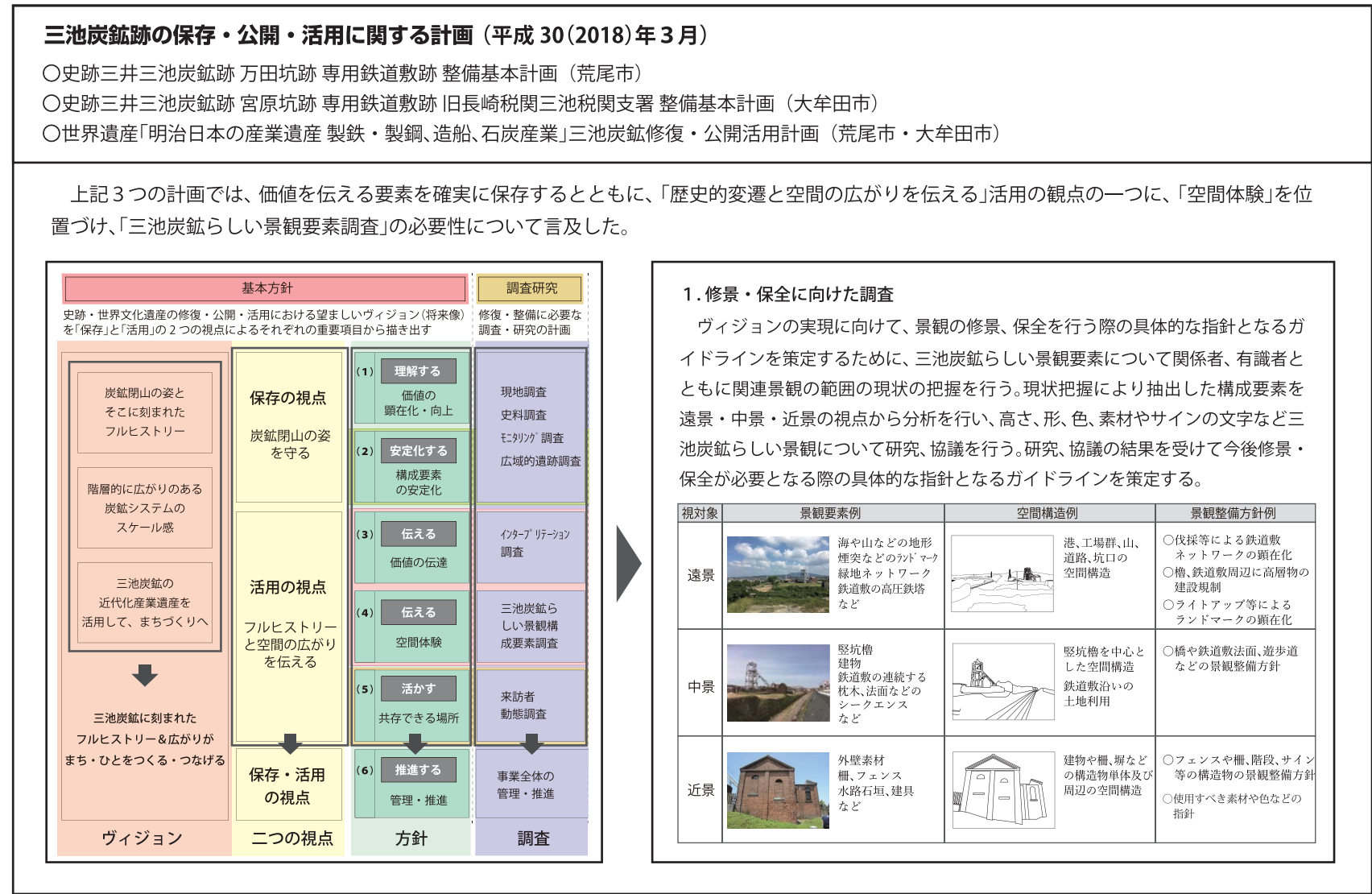
【I-2. 調査対象地】(P.12-13)

本調査は主として次の2点を対象とする。

- ① 史跡・世界文化遺産及びその緩衝地帯の範囲
- ② 平成30(2018)年3月「三池炭鉱の保存・公開・活用に関する計画」に定めた「関連景観」のうち、三池炭鉱の展望が可能な視点場(遠景・中景)



【I-1. 上位・関連計画からの本調査の位置付け】(P.7-11)



その他 景観に関する既存計画・方針		
◆荒尾市景観計画 「荒尾八景を核として、自然・歴史・暮らしの魅力を体験できる景観形成～荒尾らしさを発信し続けるまちを目指して～」を掲げ、景観形成地区である万田坑周辺地区及び三池炭鉱専用鉄道跡地区では、建築物高さ規制や緑化の促進、工作物の設置位置などについて基準を設けている。	◆大牟田市景観計画 「炭都おおむたの宝が光る景観まちづくり～人と自然と歴史が織りなす、魅力ある景観を守り、創り、育てる～」を掲げ、景観形成重点地区である宮原坑跡周辺地区及び旧三池炭鉱専用鉄道敷地区では、建築物の配置、規模、形態・意匠・色彩、外構・緑化等の基準を設けている。	◆イコモス国際憲章 記念建造物および遺跡の保全と修復のための国際憲章(ヴェネツィア憲章)において、 ・オリジナルな材料と確実な資料を尊重すること。 ・修復が芸術的又は歴史的証跡を誤り伝えることのないこと。 などが謳われている。

調査

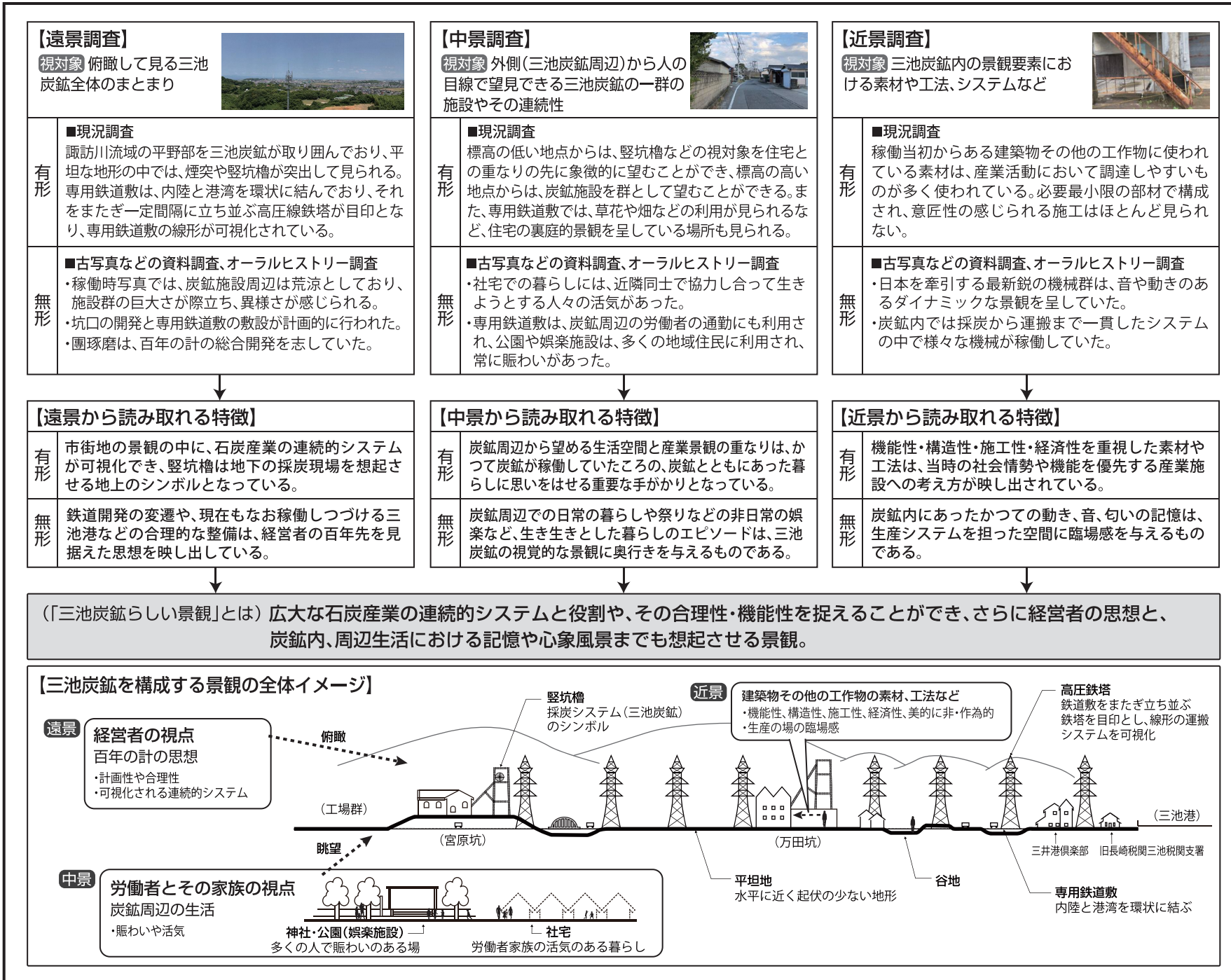
(1)「三池炭鉱らしい景観」の定義

(2) 保全・インタープリテーション・活用施設の設置における景観形成指針の作成

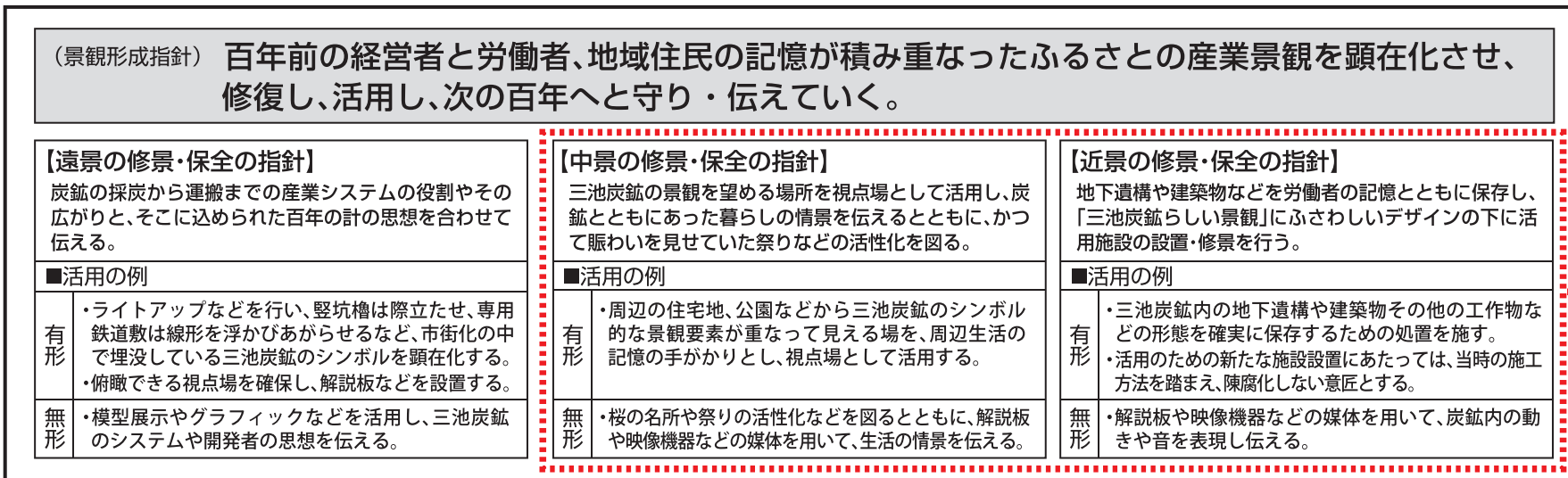
(3) 史跡・世界文化遺産整備における「三池炭鉱らしいデザインガイドライン」の作成

【調査結果の概要】

目的(1) I-3, I-4.「三池炭鉱らしい景観」の構成要素の調査と分析 (P.14-50)

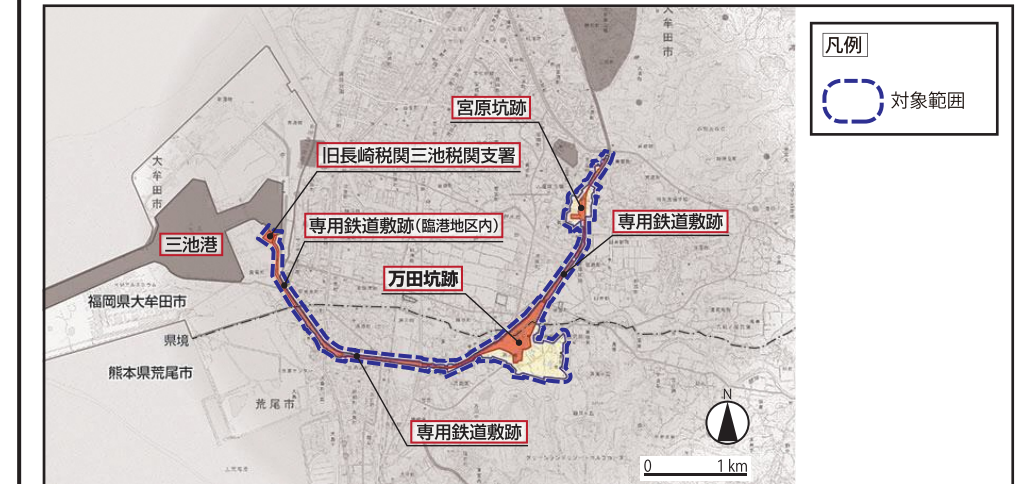


目的(2) II.「三池炭鉱らしい景観」の保全・インタープリテーション・活用施設の設置に向けた景観形成指針 (P.51-54)



目的(3) III. 史跡・世界文化遺産整備における「三池炭鉱らしいデザインガイドライン」の作成 (P.55-73)

対象範囲：史跡・世界文化遺産(非稼働資産)とその緩衝地帯



(ガイドラインの基本的な方針)

三池炭鉱の景観に調和し、次世代へ継承すべきコンテキスト(文脈)に則したデザイン

周辺景観に対して主張しないシンプルな形状や汎用性の高い素材など、産業景観の基本的な特徴を踏まえつつ、現代の技術を使い陳腐化しない意匠とする。

修復分野

《主な対象》平成9(1997)年3月閉山時までに形成され、専用鉄道敷におけるき損や劣化によりもとの姿を留めていないプラットホームなど、写真やその他資料により元の姿が把握できるもので、修復を行う対象となるもの。

《方針》ほぼ原形を留めている場合を除き、原形を推定できる資料等に基づいて行う。

修景分野

《主な対象》「三池炭鉱らしい景観」のランドスケープを構成する樹木、地被類、地盤面などを構成要素とし、かつての景観や周辺景観との調和を図るべき対象となるもの。

《方針》平成9(1997)年3月閉山時の状態の維持を基本とする。

活用施設設置分野

《主な対象》平成9(1997)年3月閉山時より後に設置された、あるいは今後設置する活用のための建築物その他の工作物。

《方針》「三池炭鉱らしい景観」に調和するものとする。様式や流行にとらわれないシンプルで「美的に非作爲的」な形状を基本とする。閉山前は存在しなかった新たな素材を使用する場合は、現在の産業においても汎用性の高い素材を使用するなど、産業景観にみられる経済的、合理的な特徴(コンテキスト)を継承する。

◆項目別デザインガイドライン

- ①サイン
 - ・主な構造部の素材には、三池炭鉱で最も合理的な素材として使われてきたスチール(鉄)を基本とし、その他に周辺への眺望を阻害しない透過性の高いもの(ガラス、メッシュ)を使用する。ほか
- ②階段・柵等の工作物
 - ・周辺の景観と調和しつつ、閉山前の工作物とは区別しやすい素材・形態・色彩で設計するものとする。
- ③便益施設(ガイダンス施設、物販店、トイレ等)
 - ・景観に配慮しつつ産業としてのコンテキスト(文脈)を踏まえたデザインとする。色彩はスチールのリン酸亜鉛処理あるいはグレー塗装等の無彩色を記帳とし、統一を図る。

※本デザインガイドラインは、史跡・世界文化遺産(非稼働資産)とその緩衝地帯の範囲内における各種の事業を対象としており、荒尾市・大牟田市の景観計画に定める規制を超えるものではない。

H30(2018)年度策定の「荒尾市万田坑跡整備基本設計」との整合